

平成20年6月20日

お客様各位

株式会社紀陽銀行

振り込め詐欺救済法への対応について

紀陽銀行は、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（いわゆる振り込め詐欺救済法）」の趣旨を踏まえ、下記のフリーダイヤルを設置し、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当行の預金口座に振り込まれた方からのご照会をお受けさせていただきます。

フリーダイヤル：0120-369-441

受付時間：月曜日～金曜日（銀行休業日を除く）
9：00～17：00

当行では、今後とも、振り込め詐欺等の被害発生防止および被害に遭われた方の救済に取り組んでまいります。

なお、下記の預金保険機構のホームページにて、現在手続中の犯罪利用口座等の情報をご覧になれます。

【振り込め詐欺救済法に基づく公告】

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>

平成20年12月29日

各 位

株式会社紀陽銀行

決定表の閲覧について

紀陽銀行に被害回復分配金の支払を申請いただいた方につきましては、決定表を閲覧いただくことができます。決定表の閲覧を希望される方は、下記を参照いたします。

記

1. 閲覧日時
銀行営業日の午前9時から午後5時まで
2. 閲覧場所
紀陽銀行本店（和歌山市本町1丁目35番地）
3. 閲覧方法
閲覧の際、当行従業員が立ち合わせていただきます。
4. その他
 - (1) 決定表を閲覧いただくためには、「決定表閲覧請求書」を当行に提出いただく必要がございます。
 - (2) 決定表を閲覧いただく際、運転免許証等の本人確認書類をご提示いただきます。
 - (3) 決定表を破棄・汚損する行為のほか、コピーする行為や写真撮影する行為その他これらに類する行為はご遠慮願います。

【決定表の閲覧に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル：0120-369-441

受付時間：月曜日～金曜日（銀行休業日を除く）
9：00～17：00

下記の預金保険機構のホームページでも決定表の閲覧に関する情報をご覧いただけます。

<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/pat02doc.html>